

じんじろげ小屋管理運営規則

第一章 総則

- 1 じんじろげ小屋（以下「山小屋」という）は、ワンダーフォーゲル部活動の一環及びワンダーフォーゲル部々員と OB 会の親睦の場として利用することを目的とする。
- 2 所在地は長野県佐久市協和字細山 3 4 8 9 番地とする。
- 3 山小屋敷地は、貸主を協和財産区管理者佐久市長とし、借主を東京都市大学（旧武蔵工業大学）事務局長とするが、この敷地を含めた山小屋の管理運営はワンダーフォーゲル部々員及び OB で構成される山小屋管理運営委員会が責任をもって行うものとする。

第二章 管理運営方法

- 1 ワンダーフォーゲル部々員及び OB 会役員による山小屋管理運営委員会を組織する。
- 2 山小屋管理運営委員会は以下により構成されるものとし、ワンダーフォーゲル部及び OB 会と常に密接な連携を図るものとする。
(山小屋管理運営委員会)
 - ・委員長（OB 会副会長/山小屋担当）
 - ・委員（WV 部三年/主将兼山小屋委員）
 - ・委員（OB 会総務/山小屋担当）
 - ・委員（WV 部三年/山小屋委員）
 - ・委員（WV 部二年/山小屋委員）
- 3 ワンダーフォーゲル部並びに OB 会は、山小屋を適正に管理運営するため管理運営費を負担するものとする。

第三章 利用方法

- 1 山小屋の利用は、ワンダーフォーゲル部の部活動及びワンダーフォーゲル部々員と OB 会の親睦を最優先とする。
- 2 利用者は、山小屋管理運営委員会の認めるものに限る。
- 3 利用希望者は、別添「山小屋利用申込書」を山小屋管理運営委員会に提出する。
- 4 利用者は、山小屋施設及び備品等を破損した場合は原則として個人負担により弁償する。
- 5 立木等は伐採してはならない。
- 6 薪は指定のものを使用する。
- 7 利用者は、山小屋周辺の自然環境を損なわないよう常に心掛けなければならない。
- 8 利用料金は下記とする。
 - ・ワンダーフォーゲル部々員 無料
 - ・ワンダーフォーゲル部々員外 1 人 1 泊 1, 0 0 0 円（中学生以上）

附 則

本規則は、昭和 4 1 年 1 月 2 4 日より実施する。

本規則は、平成 2 9 年 7 月 8 日に改定する。